

			厚甲第 四〇号
		案 起	昭和三九年 六月十七日
		決議	昭和三九年 六月十八日
		上奏	昭和三九年 六月十八日
		昭和	年 月 日
		年	月 日
		月	月 日
		日	日
緒方國務大臣	少	大連國務大臣	
加藤國務大臣	五	草葉國務大臣	
岡崎國務大臣	少	保利國務大臣	
小笠原國務大臣	五	愛知國務大臣	
		石井國務大臣	
		安藤國務大臣	
		塚田國務大臣	
		大野國務大臣	
		木村國務大臣	
		小澤國務大臣	

内閣總理大臣 **少** *内閣官房長官* **少** *内閣官房副長官* **五** *内閣事務官* **五**

内閣官房長官 **少** *内閣官房副長官* **五** *内閣事務官* **五**

別紙 厚生大臣 請議

原爆被害対策に関する調査研究

連絡要綱
右閣議に供する。

例 指 令 案 文

この件関係主任官

厚生技官 五十嵐 義明

厚生省発衛第一九〇号

原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱

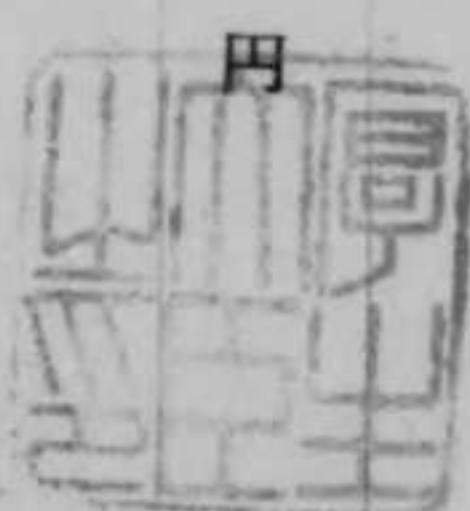
に関する件

原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会を設置する必要がある。よつて別紙要綱案を提出する。

右閣議を請う。

昭和二十九年六月十七日

厚生大臣 草葉 隆



内閣総理大臣 吉田

茂殿

原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱（案）

一 目的

原爆の被害は、魚類その他の食品、飲料水、船舶等に及び更に広く生活環境並びに産業の面に不断の陰影を投じつゝある現状にかんがみ、その実態につき行政上直接必要な調査研究を総合的に行い、その速やかな究明を図り、もつて対策の基礎を確立し、あわせて国民不安の一掃を期するものとする。

二 要領

- 1 原爆被害対策に關係のある関係各省庁が相協力し、原爆被害対策に関する調査研究を総合的且つ能率的に実施すること

に資するため、原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会（以下「協議会」という。）を厚生省に設置する。

2 協議会の任務は、概ね次のとおりとする。

（1）原爆被害対策に関する調査研究（委託調査研究を含む。）

項目について関係各省庁相互の間の連絡を図り、且つ、その分担を定めること。

（2）調査研究の結果に基き、総合的に検討を行い必要に応じこれを発表すること。

（3）検査術式の統一等調査方法の標準化を促進すること。

（4）関係各省庁が、都道府県その他の組織機関に対し、連絡

指導すべき事項について審議すること。

三 その他

1 調査研究等に要する経費については、関係各省庁において所要の予算的措置を講ずることとし、この際、関係各省庁は、相互に密接な連絡を図るものとする。

2 協議会の組織等に関する諸規定は、速やかにこれを整備するものとする。

3 協議会がその任務を遂行するに当つては、日本学術會議と緊密な協力関係を保持するものとする。